

# 企画競争説明書

業務名称： ガーナ国道路橋梁維持管理能力強化プロジェクト

案件番号： 180493

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月12日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2018年12月12日(水)

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ガーナ国道路橋梁維持管理能力強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款難型：

( ) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年2月中旬～2023年2月下旬

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」も参照してください。

第Ⅰ／Ⅱ期：2019年2月 ～ 2021年8月

第Ⅱ／Ⅱ期：2021年9月 ～ 2023年2月

## 4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者となります。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

**（５）競争参加資格要件の確認**

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

**６ 説明書に対する質問**

（１）質問提出期限：２０１８年１２月１９日（水） １２時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：２０１８年１２月２５日（火）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

**７ プロポーザル等の提出**

（１）提出期限：２０１９年１月１１日（金） １２時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ５部  
見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- １）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- ２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- ３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
- ４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- ５）虚偽の内容が記載されているとき
- ６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- １）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ２）以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの



(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／道路維持管理
- b) 橋梁維持管理
- c) 道路プロジェクトマネジメント

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 35.58 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

( ) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

( ) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年1月28日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：道路及び橋梁維持管理に係る各種業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、25ページ以下として下さい。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

- 1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

( ) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

### 2) 評価対象業務従事者の経歴

#### 【業務主任者（業務主任者／道路維持管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

- a) 類似業務の経験：道路維持管理に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ガーナ 及び全途上国での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- d) 業務主任者等としての経験
- e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

#### 【業務従事者：担当分野 橋梁維持管理】

- a) 類似業務の経験：橋梁維持管理に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ガーナ 及び全途上国での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路プロジェクトマネジメント】

- a) 類似業務の経験：道路プロジェクトマネジメントに係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ガーナ 及び全途上国での業務の経験
- c) 語学力：語学評価せず
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 2 プロポーザル作成上の条件

### （1）自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1）共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2）複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3）評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4）評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5）補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6）通訳団員については、補強を認めます。

### （2）外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人員の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

（○）プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2019年1月16日(水) 16:00～18:30  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

2. 実施場所：当機構本部（麹町） 208会議室

### 3. 実施方法：

(1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

(2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

#### a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

#### b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所のJICA-Netの使用は認めません。

以上

ガーナ国道路橋梁維持管理能力強化プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任者／道路維持管理	(21.00)	( 8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	( - )	( 8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	( 5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 橋梁維持管理	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 道路プロジェクトマネジメント	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	

## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

ガーナの貨物輸送の98%が陸路に依存している中、全国道路網（総延長約71,063km）のうち約30%が舗装されており、残りは未舗装道路である。これら道路網は、幹線道路（14,873km）、都市道路（14,000km）、地方道路（42,190km）の3種類に分けられ<sup>1</sup>、道路省（Ministry of Roads and Highways、以下「MRH」）の下、それぞれガーナ道路公団（Ghana Highway Authority、以下「GHA」）、都市道路局（Department of Urban Roads、以下「DUR」）、地方道路局（Department of Feeder Roads、以下「DFR」）により管理されている。MRHは道路セクターに係る政策策定、モニタリング評価および横断的事項の調整を担い、道路建設および維持管理等の事業実施については上記の3実施機関が担当する体制にある。

ガーナは中期計画「Ghana Shared Growth and Development Agenda II (GSGDA):2014-2017」で、インフラ整備を5重点分野の一つに挙げ、道路及び橋梁の建設・維持管理の強化が取り組むべき事項の一つとされており、GSGDAを引き継ぐ現在策定中の中期計画「An Agenda for Jobs: Creating Prosperity and Equal Opportunity for ALL 2018-2021」では取り組むべき目標の一つに経済成長と開発のための統合的で管理の行き届いた交通インフラ整備を掲げている。

しかしながら、道路・橋梁維持管理業務については計画的に実施されておらず、壊れたら修繕するといった事後保全の考え方が主体となっており、維持管理が後手に回っている。加えて近年、維持管理業務は全面的に外部委託化しているが、工費の増加や工期の遅延が多く、適切な事業管理（所定の工期、工費、品質で仕上げる）ができていない。限られた予算を適切に執行するためには予防保全をベースとした道路・橋梁維持管理事業の能力強化が喫緊の課題となっている。

また、我が国の援助活動において、幹線道路及び東部回廊上に位置する橋梁の整備を進めている他、他ドナーによるインフラ整備の実績が複数ある中で、適切な維持管理がなされておらず、自国で整備した幹線道路でも橋梁の老朽化が確認されており、今後ますます維持管理能力の向上が求められてくる。本業務は、道路及び橋梁維持管理に係るマニュアルの改訂および事業管理のハンドブックの作成を通じて新設・改良・維持事業の能力向上を目指した技術協力プロジェクトであり、当国政府の政策を具現化するものである。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

<sup>1</sup> 道路の種類及び延長に関する出展：Sector Medium-term Development Plan(SMTDP)2014-2017

## 道路橋梁維持管理能力強化プロジェクト

### (2) 上位目標

ガーナ国内の道路・橋梁が適切に維持管理される

### (3) プロジェクト目標

MRH 及び傘下の事業実施機関の道路・橋梁の新設・改良・維持のプロジェクトマネジメント能力が強化される

### (4) 期待される成果

成果 1：ハンドブックの作成と現場への適用を通じて MRH 及び傘下の事業実施機関の道路プロジェクトマネジメント<sup>2</sup>能力が向上する

成果 2：マニュアルおよびデータベースの作成と現場への適用を通じて、MRH 及び傘下の事業実施機関の道路維持管理能力が向上する

成果 3：マニュアルおよびデータベースの作成と現場への適用を通じて、MRH 及び傘下の事業実施機関の橋梁維持管理能力が向上する

### (5) 活動の概要

#### 【成果 1 に係る活動】

活動 1-1：モニタリング評価を含む道路プロジェクトマネジメントの現状を把握し、課題を抽出する

活動 1-2：モニタリング評価を含む道路プロジェクトマネジメントに関わる研修の方向性を C/P (C/P) と合意する

活動 1-3：モニタリング評価を含む道路プロジェクトマネジメントに関わるハンドブックを作成する

活動 1-4：ハンドブックを使った講義を行い、プロジェクトマネジメント業務に適用させる

#### 【成果 2 に係る活動】

活動 2-1：設計を含む道路維持管理の現状、問題及び課題を抽出する

活動 2-2：ワークショップを通じ、道路維持管理マニュアル (Road Maintenance Manual: RMM) 及び舗装維持管理プログラム (Pavement Maintenance and Management Program: PMMP) の改訂の基本方針について C/P と同意する

活動 2-3：RMM を改訂する

活動 2-4：PMMP を改訂する

活動 2-5：RMM 及び PMMP の研修教材を開発する

活動 2-6：C/P が RMM を実際の維持管理工事に適用し、その効果を検証する

活動 2-7：RMM 及び PMMP に関するセミナーを実施する

---

<sup>2</sup> 道路プロジェクトマネジメントは橋梁も含んでいる

### 【成果 3 に係る活動】

- 活動 3 - 1 : 設計を含む橋梁維持管理の現状を把握し、課題を抽出する
- 活動 3 - 2 : マニュアル改訂の方向性を C/P と合意する
- 活動 3 - 3 : 橋梁維持管理マニュアルを改訂する
- 活動 3 - 4 : モデル橋梁を対象に橋梁マネジメントシステム (Bridge Management System :BMS) を更新し BMS マニュアルを作成する
- 活動 3 - 5 : C/P がモデル橋梁に橋梁維持管理マニュアルを適用させ点検データを BMS に入力する
- 活動 3 - 6 : BMS に従って軽微な補修パイロット工事を選定し、実施する
- 活動 3 - 7 : 補修記録を BMS に入力する
- 活動 3 - 8 : 橋梁維持管理日常点検の外部委託契約書及び各種図書等の文書サンプルを作成する
- 活動 3 - 9 : 橋梁補修工事の標準的な契約書及び技術仕様書等の技術的内容を作成する
- 活動 3 - 10 : 維持管理マニュアル及び BMS マニュアルに関するセミナーを開催する

### (6) 対象地域

GHA 及び DUR、DFR が管理する道路及び橋梁を対象とする。

### (7) 関係官庁・機関

MRH、GHA、DUR、DFR の 1 省 3 機関。

MRH は道路セクターに係る政策策定、モニタリング評価および横断的事項の調整を担い、道路建設および維持管理等の事業実施については GHA、DUR、DFR が担当している。

## 3. 業務の目的

本業務は実施機関のハンドブック及びマニュアルの作成及び現場への適用を通じて道路事業及び道路・橋梁維持管理能力の向上により、実施機関の新設・改良・維持の事業管理能力強化を図り、もってガーナ国内の道路・橋梁が適切に管理されることに寄与するものである。

## 4. 業務の範囲

本業務は、JICA が 2018 年 11 月 9 日にガーナ側の MRH 及び財務省(Ministry of Finance: MOF)と締結した Record of Discussions (R/D) に基づいて実施される「道路維持管理能力強化プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す業務を行うものである。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) プロジェクトの柔軟性の確保

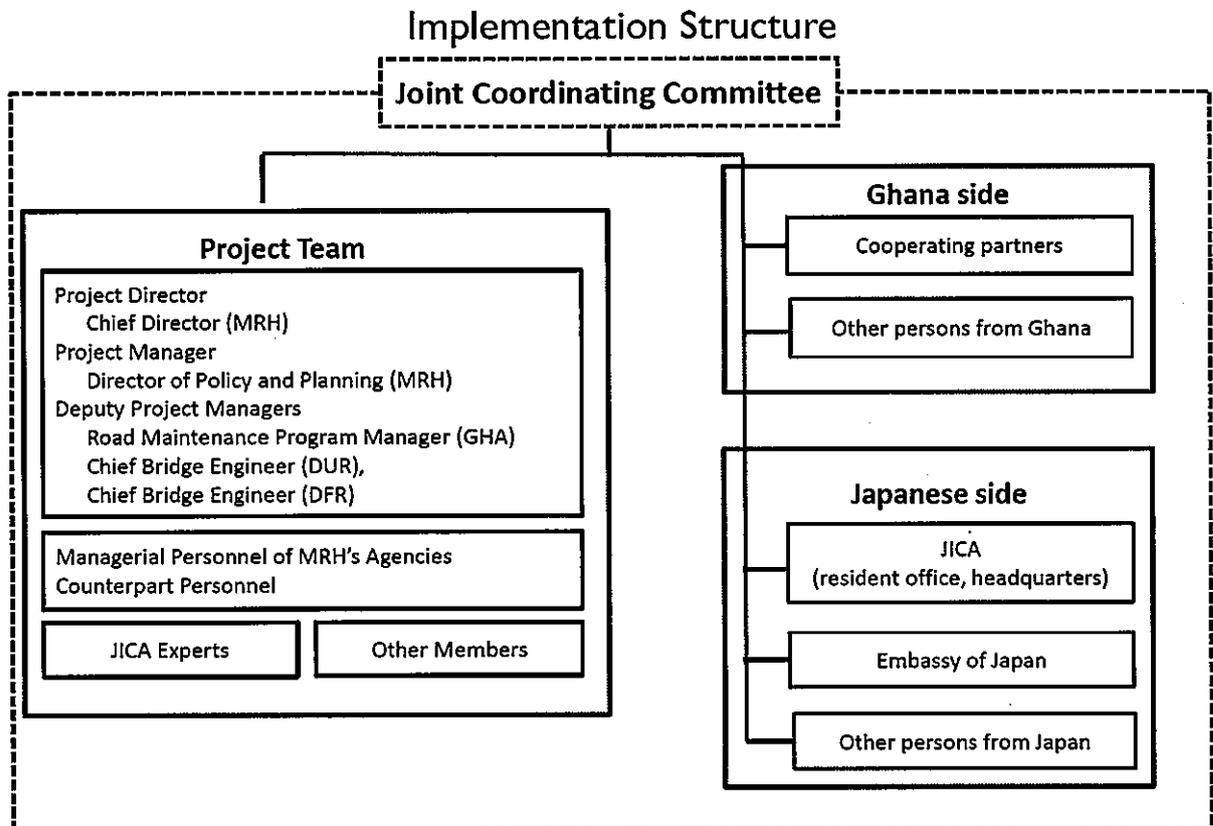
技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパート（C/P）のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に調整していくことが必要となる場合もある。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

JICA は、これら提言について遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

### (2) プロジェクト現地実施体制

本プロジェクトの意思決定、進捗管理や関係機関との調整のため、プロジェクトダイレクターは MRH 次官とし、GHA、DUR、DFR、JICA 及びコンサルタント、その他必要な関係者で構成される合同調整委員会（Joint Coordination Committee : JCC）を設置し、プロジェクトを実施していく。本プロジェクトの窓口となるプロジェクトマネージャーは MRH の政策・計画局長としている。C/P が多岐にわたっていることから、副プロジェクトマネージャーを作り、GHA の道路維持管理マネージャー、DFR 及び DFR の橋梁チーフエンジニアの 3 名を設けている。



### (3) C/P との協働実施

日常的な業務の実施に当たっては、コンサルタントのみで業務を実施するのではなく、ガーナ側 C/P と密接に協働してプロジェクト活動を進めていくことを基本として、双方が参加する定期的なプロジェクト進捗管理の場を設けることとする。

特に各種基準、マニュアル類の作成等にあたっては、JCC のメンバーも交えたワークショップ等を開催し、ガーナ側 C/P が主体的に検討し、将来的には自ら改訂できるような合意形成プロセスを確立し、MRH に正式に承認される手続きは C/P 自身が承認手続きを取ることとする。

#### (4) 道路プロジェクトマネジメント

道路プロジェクトマネジメントとは、維持管理だけにとどまらず、新設や改良を含む道路プロジェクトの実施に必要な計画策定、予算請求、調達、所定の工費・工期でプロジェクトを遂行するための実施監理、プロジェクト完了後の評価等までの一連の業務のことを指す。

#### (5) 道路プロジェクトマネジメントに係るの問題分析

ガーナ側は工費・工期のオーバーランが課題としており、これら問題の改善には事前にプロジェクトリスク（計画、設計、工事实施上の課題点及び不確定要素）を把握し、リスクに備えることが重要となる。MRH のモニタリング・評価部はモニタリングチームを構成し、内部監査に相当する行為をモニタリングとして実施している。GHA、DUR、DFR のモニタリングは品質向上を目的としているが、MRH と GHA、DUR、DFR のモニタリング活動が重複している可能性がある。まずは過去のモニタリング年次報告の確認やモニタリング活動に随行し、またガーナ側の調達・契約管理制度の把握及び典型的なプロジェクトリスクの把握及びモニタリング活動の実態を把握した上で丹念に問題分析することとする。

#### (6) プロジェクトマネジメントハンドブックの作成

本プロジェクトにおいて作成するプロジェクトマネジメントハンドブック（以下「ハンドブック」）とは 5.（4）で問題分析を行い、5.（3）に基づいて、「典型的なプロジェクトリスク」（＝「典型的な事業管理上の課題」）を把握し、それへの対処について日本人専門家や経験豊富なガーナ側の職員の暗黙知を職員全員で共有することを目的としている。ガーナ側 C/P が主体となって作成した後、ハンドブックの使い方や内容説明のセミナーを開き、フィードバックすることでより実務に適用させていくこと。

#### (7) 道路維持管理業務の技術移転

事後保全の考えが主体であるものの道路維持管理サイクルは最低限確立されており、維持管理体制の変更が必要とされる可能性は低いと想定している。一方、現在用

いている技術基準やマニュアル類は作成されてから 15 年以上経過しており、道路維持管理業務は直営から外部委託化へと変更しているため、RMM 及び PMMP の改訂では外部委託化を反映させ、これら成果物の職員等への浸透を図るためのセミナーを実施することとする。

#### (8) PMMP と GIS システムの互換性の確保について

既存の PMMP は 2000 年に GIZ の支援に基づいて開発・導入したシステムであり、道路インベントリー調査で収集した情報をデータベースで入力すると路面評価できるようになっている。世界銀行が支援する GIS システムと本プロジェクトで改訂する PMMP との互換性を確保することが望ましい。まずは GIS システムの詳細を確認し、互換性の可否及び PMMP とどのような役割分担になるかを明確にしたうえで、JICA の確認を得た上でガーナ側と協議すること。

#### (9) 橋梁維持管理業務の技術移転

橋梁維持管理能力を強化する道筋は、橋梁点検を行い、データに基づいて修繕計画を立て、予防保全を行うことである。能力強化に係る道筋を以下の通り計画している。

これら活動はガーナ側 C/P が主体となって活動するよう日本人専門家はこれを支援すること。

- ・点検と橋梁の健全度の判定に係る方法、
- ・橋梁の維持・修繕の基本思想および具体的手法を記述した橋梁維持管理マニュアル作成、
- ・橋梁の構造諸元と点検結果を記録保存し所定の条件や損傷状況にある橋梁を検索および抽出できるデータベースである BMS の構築、
- ・点検および補修の外部委託のための各種標準契約図書の作成、
- ・これら成果物の職員等への浸透を図るためのセミナーを実施すること。

#### (10) 各種研修の開催について

各種開催するセミナーは、コフォリドゥア研修センター（Koforidua Training Center : KTC）を活用すること。KTC は東部州の州都のコフォリドゥアに位置しており研修を主とする MRH 傘下の機関である。会場費用は先方負担である。

#### (11) パイロット事業の選定について

本プロジェクトで作成したマニュアル類及びシステムを実務へ適用させるため、道路及び橋梁の軽微な修繕工事のパイロット事業を実施する計画である。パイロット事業の実施に必要な費用については、R/D に記載のとおり、日本側専門家以外の費用（ガーナ側技術者の経費（旅費、日当等）、建設費等）については、ガーナ側が負担する方針であり、日本側は計画や設計、施工に係る技術的支援を担うことを想定している。

なお、本パイロット事業実施にあたり、ガーナ側に新たな予算支出を求めるものではなく、GHA、DUR、DFR の通常事業の中から、パイロット事業に活用できるサイトを選定する方針である。

対象サイトや事業内容、パイロット事業の実施件数については、時期やマニュアル類及びシステムの改訂の方向性を考慮し、プロジェクト期間中にガーナ側と協議の上、決定すること。決定後、パイロット事業に係る日本人専門家の投入に変更がある際は JICA と協議の上、変更契約を行うこと。

#### (1 2) パイロット事業の安全対策

技術移転 OJT については、「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」の安全管理の基本方針を踏まえて、安全を最優先に実施することとする。特に高所点検時の墜落災害、コンクリート片等の飛来落下災害、供用路線の公衆災害や交通事故等に対する安全に配慮した現地活動を通して、C/P の安全意識が醸成されるよう指導すること。

#### (1 3) 機材の調達

コンサルタントは、業務の実施に必要な以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」に沿って調達する。現時点では、以下の機材について供与することを想定しているが詳細な仕様は決まっていない。必要機材についてプロポーザルで提案すること。コンサルタントは業務開始後、現地の状況を踏まえ、上記機材の適切な仕様を作成し数量を検討し、JICA の承認を得た上で調達を行う。なお、供与機材は契約変更後に JICA 又はコンサルタントが調達を行うこととする

##### 1) 道路点検・診断用機材

アスファルト舗装における代表的な小規模調査機材

##### 2) 橋梁点検・診断用機材

コンクリート橋及び鋼橋の代表的な小規模調査機材

#### (1 4) 本邦研修の提案

ガーナ側 C/P の現状と意向を踏まえて、本邦における研修計画を策定する。研修内容は我が国における事業管理及び道路橋梁維持管理の理解促進について、研修期間は各回 2 週間程度（プロジェクト期間中で 4 回）とする。また、研修対象者は 10 名程度を想定している。本研修は日本の道路及び橋梁に係る維持管理技術及びその基準等に関する経験や教訓を得ることを目的としている。プロジェクト期間中にガーナ側 C/P、JICA と協議の上、内容詳細を変更することは可とするが、プロポーザルにて本邦研修の内容を提案すること。なお、研修実施にあたっては研修行程計画表を改めて作成し、打合簿にて JICA の承認を得るものとする。

本邦研修については、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月版)」

([https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra\\_201607\\_guide.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra_201607_guide.pdf))を参照の上、研修実施に係る部分について積算を行うこと。

#### (15) 広報手段の提案

本プロジェクトの意義、活動内容、成果について、ガーナと日本国内の各層に広く発信すること。このため、以下の項目を参考にしつつ、効果的な広報施策をプロポーザルで提案すること。

- 1) 現地マスメディアへの発信
- 2) 現地関係機関や他援助機関・NGO等への発信
- 3) 本邦研修の活用
- 4) 本プロジェクトで実施するセミナーの活用

## 6. 業務の内容

本業務では以下の業務(活動)を実施する(必ずしも時系列の記載にはなっていない)。想定される業務の工程はR/Dに添付のPO(Plan of Operation)のとおりであるが、より適切な工程がある場合にはプロポーザルに含めて提案すること。

### (1) ワーク・プラン、Monitoring Sheetの作成・協議

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等をワーク・プラン及び、Monitoring Sheet(後述)Ver.1(案)に取りまとめ、JICAに説明する。同レポートを基に、MRH、GHA、DUR、DFR関係者等と協議、意見交換し、基本的了解を得る。

作成されたワーク・プランについては、上記意見交換を踏まえたうえで、その修正版を作成し、再度、MRH、GHA、DUR、DFR関係者等と協議、意見交換した上で、最終版として取りまとめ、合意することとする。

Monitoring Sheet(JICA指定フォーム有・配布資料参照)については、事業の進捗状況の確認や事業管理上の意思決定の材料とするべく、Ver.1から6か月おきに計8回、先方実施機関と協働で更新版を作成し、JICAガーナ事務所に提出する。日常のプロジェクト活動の中において、指標に関するデータ収集・PO(Plan of Operation)及びPDM(Project Design Matrix)に基づく進捗確認を行い、その結果をMonitoring Sheetにまとめること。Monitoring Sheetに記載すべき具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素がある。(以下、この一連の作業を、「モニタリング」という。)

プロジェクト開始時には、最初に行われるキックオフミーティングなどの現地

協議において、「モニタリング及び事後評価の実施にかかる JICA の原則」「プロジェクトにおけるモニタリングの位置づけ」「PDM とモニタリングの関連性」「モニタリングと事後評価の関係性」等についてプロジェクト関係者間での理解を図り、先方側への協力を求めること。またこの段階においては、指標ごとに①指標の定義・補足説明、②プロジェクト開始前の状況、③収集方法・情報源、④収集時期・頻度、⑤指標達成時期、⑥データ収集の担当者(日本側、C/P 側双方記載)を整理すること。

プロジェクトの後半では、プロジェクト終了後の持続性も考慮し、C/P 主導でデータ収集が実施されることが望ましい。

このモニタリング実施の体制のあり方については、コンサルタントが本プロジェクトの特性を踏まえてプロポーザルにおいて提案すること。その際、配布資料としたモニタリングに係る各種資料を参考にすること。

## (2) PDM の指標設定

R/D に添付の PDM に記載されている上位目標、プロジェクト目標、成果の指標を確定すべく、本プロジェクト開始 6 ヶ月後を目途に既存の資料、データのレビューについて JCC メンバーと協議を行う。また、指標設定のためのベースライン調査を実施し、指標の目標値、基準値が未設定の項目の具体的な数値の設定、必要に応じた項目の追加、変更等については、事前に JICA と協議を行い、合意を得た上で、ガーナ側と協議を行うこと。

以下の成果 1~3 に関する方針について、プロポーザルにて提案すること。

### 成果 1 に係る活動

(3) モニタリング評価を含む道路プロジェクトマネジメントの現状を把握し、課題を抽出する (活動 1-1)

5. (4) の通り、丹念な問題分析を行い、現状を把握し、課題を抽出する。

(4) 道路プロジェクトマネジメントに関わる研修の方向性の確立 (活動 1-2)

道路プロジェクトマネジメントに関わる研修の主な内容、参加者、講師等の研修の枠組みを決定すること。研修内容は 6. (5) で作成するハンドブックの使い方の説明、対象者は MRH、GHA、DUR、DFR のモニタリング担当者、講師は MRH のモニタリング担当者を想定しているが、対象者・講師・参加者については C/P 主体で決定し、JCC で合意を得ること。日本人専門家はこれを支援すること。

(5) ハンドブックを作成し、セミナーを開催する (活動 1-3、1-4)

ハンドブックにおいては、適切なプロジェクトマネジメントを行う上で、予めプロジェクトリスク (計画、設計、工事実施上の課題点、不確実性、用地取得や予算の確

保、その他設計変更を誘発する要因等)を把握し、リスクに備えられる内容を織り込んで整理することを想定している。6.(4)で決定した研修にて作成したハンドブックの使い方を周知するためガーナ側の職員を対象にセミナーを自ら実施できるようにC/Pを育成し、C/P主体で本プロジェクト期間中にプロジェクトマネジメント業務に反映させその効果を検証し、より実務に適用させていくこと。ハンドブックの作成からセミナーを開催するまでのプロセスをプロポーザルにて提案すること。

#### 成果2に係る活動

##### (6) 道路維持管理の現状、問題及び課題の抽出及び改訂の基本方針(活動2-1、2-2)

ガーナにおける既存の道路維持管理に関連するマニュアル類の内容と、現地での適用状況を検証し、GHA、DUR、DFRが道路維持管理業務を実施する上で必要な技術的課題を整理する。特にRMMは点検等に止まらず、契約管理、維持修繕工事の技術仕様書などの幅広い分野を含むため改訂の範囲を決めるべくGHA、DUR、DFRのC/Pとワークショップを開催しJCCにて合意すること。RMMは15年前から改訂されておらず、また維持管理作業は直営から外部委託に発注方式が変更になったため、これらを反映させること。なお、技術的な課題の整理に際しては、ガーナの民間企業が行う補修工事等の技術力も踏まえて整理する。

##### (7) RMM及びPMMPの改訂(活動2-3、2-4、2-7)

6.(6)でレビューした結果及び改訂方針を基に、GHA、DUR、DFR職員が現場作業時に参照し、継続的に適用することができるマニュアル・システムとしてRM及びPMMPが改訂する。加えて6.(6)の分析結果を基に、PMMPの管理者及び利用者とPMMPの利用方法について整理する。またRMMにおいて、維持修繕工事の技術仕様書を改訂する必要性が認められた場合は、適用する補修工法についてはガーナにおける道路の損傷形態・損傷要因・民間企業の補修技術等を考慮すること。

ガーナ側から3機関統一したRMM及びPMMPが求められているが、幹線道路と簡易舗装道路では点検・管理方法には大きな相違があると想定される。まずはC/Pが主体となって幹線道路をベースとして作成することを想定している。幹線道路及び簡易舗装道路のRMMの統一の仕方や、整合の取り方を踏まえた作成プロセスについてプロポーザルで提案すること。本プロジェクト開始後に6.(6)の活動と合わせて作成プロセスをC/Pと合意を得ること。

また、作成したRMM及びPMMPの使い方を周知するセミナーを実施すること。本プロジェクト期間中に2回実施を想定しており、対象者はGHA、DUR、DFRの道路維持管理担当者、講師はGHAの道路維持管理担当者を想定しているが、実施回数・対象者・講師・参加者についてはC/P主体で決定し、JCCで合意を得ること。日本人専門家はこれを支援すること。

また、RMM 及び PMMP をガーナ側が用意する年次維持管理業務及びパイロット小規模修繕工事へ適用させ、C/P 主体で本プロジェクト期間中にその効果を検証し、より実務に適用させていくこと。

(8) RMM 及び PMMP の研修教材の開発 (活動 2-5、2-6)

6. (7) で改訂した RMM 及び PMMP の利用方法を GHA、DUR、DFR の職員へ講義するための研修材料を C/P を主体として作成すること。特に PMMP については管理方法や使用方法や解説を記載した PMMP マニュアル(管理者編・利用者編)を作成し、講義するための研修材料は PMMP マニュアルからわかりやすくパワーポイント等に落とし込むことを想定している。

**成果 3 に係る活動**

(9) 橋梁維持管理の現状、問題及び課題の抽出及び改訂の基本方針 (活動 3-1、3-2)

ガーナにおける既存の橋梁維持管理に関連するマニュアル及び BMS の内容と、現地での適用状況を検証し、GHA、DUR、DFR が橋梁維持管理業務を実施する上で必要な技術的課題を整理し、改訂の範囲について提案し JICA の確認を得た上で GHA、DUR、DFR の C/P とワークショップを開催し JCC にて合意すること。

ガーナの橋梁設計では逆 T 字桁の採用により、床板の目視点検が困難となっている橋梁が存在しているなど維持管理上問題を有するものも散見されるため、維持管理の視点を踏まえ、既存の技術基準類の改善の要否及び改善の範囲について提案し、JICA の確認を得た上で左記ワークショップを開催し JCC にて合意すること。

BMS においては 2000 年頃にはフランスの協力で存在していたが、OS の故障を修理できずそのまま使われなくなっている。継続性が担保されるよう新たに簡易的なものを再構築する可能性がある。

また、橋梁維持管理業務は直営から外部委託へ変更しているため、改訂の基本方針を検討する際にはこれらを反映すること。

なお、技術的な課題の整理に際しては、ガーナの民間企業 (コンサルタント・建設会社) が行う補修工事等の技術力も踏まえて整理する。

(10) 橋梁維持管理マニュアル及び BMS の改訂 (活動 3-3、3-4)

6. (9) を基に橋梁維持管理マニュアル及び BMS を改訂する。加えて GHA の BMS 管理者及び 3 機関の利用者と BMS の管理及び利用方法について検討する。BMS を再構築する場合は、オープンソースのソフトウェアを活用する等、ソフトウェアの改修が容易なシステムとすること。また BMS を基に管理方法や利用方法や解説が記載されている BMS マニュアル (管理者編・利用者編) を作成する。管理者がシステムエンジニアではない職員になる可能性があるため、システム運用や保守管理が容易にできるマニュアルが望ましい。

橋梁維持管理マニュアルの作成及び BMS の構築プロセスについてプロポーザルで提案すること。

(1 1) 点検データを BMS へ入力する (活動 3-5)

C/P と日本人専門家との間でモデル橋梁を選定し、改訂した橋梁維持管理マニュアルを適用させ、BMS へのデータ入力を C/P が主体となって行う。

(1 2) 軽微な修繕工事のパイロット事業の選定・実施 (活動 3-6、3-7)

C/P が主体となって BMS に従って軽微なパイロット工事の対象橋梁を選定し軽微なパイロット工事を実施し、補修記録を BMS へ入力していくこと。

(1 3) 各種図書等の文書サンプルの作成 (活動 3-8)

橋梁維持管理日常点検業務の外部委託契約書及び各種標準図書等の文書テンプレートを C/P が主体となって作成し、JCC にて合意を得ること。日本人専門家はこれを支援すること。

(1 4) 橋梁補修工事の標準的な契約書及び技術仕様書等の技術的内容の作成 (3-9)

橋梁補修工事の標準的な契約及び技術仕様書等の技術的項目についての文書テンプレートを C/P が主体となって作成し、JCC にて合意を得ること。日本人専門家はこれを支援すること。

(1 5) 橋梁維持管理マニュアル及び BMS のセミナー開催 (活動 3-10)

また、作成した橋梁維持管理マニュアル及び BMS マニュアルの使い方を周知するセミナーを実施すること。本プロジェクト期間中に 2 回実施を想定しており、対象者は GHA、DUR、DFR の橋梁維持管理担当者、講師は GHA の橋梁維持管理担当者を想定しているが、実施回数・対象者・講師・参加者については C/P 主体で決定し、JCC で合意を得ること。日本人専門家はこれを支援すること。

## 7. 報告書等

### (1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。なお、本契約における最終報告書は、業務完了報告書とする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、ガーナ側 C/P との協議、国内の会議等に必要部数は別途用意すること。

報告書名	提出時期	部数
業務計画書	契約締結後 10 日以内	和文 2 部
ワークプラン	業務着手時	和文 3 部、英文 3 部

Monitoring Sheet Ver.1	2019年4月頃	英文3部
Monitoring Sheet Ver.2	Ver.1提出の6カ月後	英文3部
Monitoring Sheet Ver.3	Ver.2提出の6カ月後	英文3部
Monitoring Sheet Ver.4	Ver.3提出の6カ月後	英文3部
Monitoring Sheet Ver.5	Ver.4提出の6カ月後	英文3部
Monitoring Sheet Ver.6	Ver.5提出の6カ月後	英文3部
Monitoring Sheet Ver.7	Ver.6提出の6カ月後	英文3部
Monitoring Sheet Ver.8	Ver.7提出の6カ月後	英文3部
業務完了報告書	業務終了時	英文17部、製本 和文要約7部、製本 英文CD-R 4枚 和文CD-R 4枚

注1. 業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

## (2) 技術協力作成資料

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、業務完了報告書に添付して提出すること。

- ア) プロジェクトマネジメントハンドブック（活動1）
- イ) 道路維持管理マニュアル（舗装維持管理プログラムを含む）（活動2）
- ウ) PMMP マニュアル（管理者編・利用者編）（活動2）
- エ) 道路維持管理マニュアル（舗装維持管理プログラム）の研修教材（活動2）
- オ) 橋梁維持管理マニュアル（活動3）
- カ) BMS マニュアル（管理者編・利用者編）（活動3）
- キ) 橋梁維持管理日常点検業務に係る外部委託契約書及び各種標準図書等の文書テンプレート（活動3）
- ク) 橋梁補修工事の標準的な契約書及び技術仕様書等の技術的内容の文書テンプレート（活動3）

## 3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題（2 ページ程度）
- イ 活動に関する写真（1 ページ程度）
- ウ WBS (Work Breakdown Structure)
- エ 業務フローチャート

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程計画

本プロジェクトの R/D で合意された協力期間は 48 ヶ月間であり、2019 年 2 月の業務開始から 2023 年 2 月までの履行期間終了までの 48 ヶ月間については、以下の 2 つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」には、特に履行期間を分ける記述をしていませんが、競争参加者の提案も踏まえ、最終的に契約履行期間を確定し、特記仕様書にも反映する予定です。

第Ⅰ期：2019 年 2 月 ～ 2021 年 8 月

第Ⅱ期：2021 年 8 月 ～ 2023 年 2 月

上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。その場合、異なった分割案とする理由も付してください。

なお、先行する契約の業務完了から、継続する契約の契約書署名まで、通常 1 カ月程度を要しますが、必要に応じ、契約履行期間を連続させた継続契約の締結も可能です。

2019 年 2 月から事前準備を開始し、プロジェクト終了の 1 か月前まで現地での活動を行う。2022 年 12 月中旬までに、「業務完了報告書」（案）作成・提出し、2023 年 1 月下旬までに「業務完了報告書」を含む報告書等を作成し、提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途：全体 79.25M/M

（2）業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す各分野の専門性を有する人員の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切な専門人員の配置を理由とともにプロポーザルにて提案することとする。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ア 業務主任者／道路維持管理（2 号）

イ 道路プロジェクトマネジメント（3 号）

ウ 橋梁維持管理（3 号）

エ 舗装点検

オ コンクリート橋梁技術

カ 鋼橋技術

キ BMS

## ク モニタリング評価/業務調整

### 3. 相手国の便宜供与

- (1) C/P の配置
- (2) 事務所スペースの提供 (家具、インターネット含む)
- (3) プロジェクト経費 (必要に応じて C/P 用の研修経費、パイロット小規模修繕工事、日常維持管理業務)

### 4. 配布資料

#### 【配布資料】

- ・本プロジェクトの詳細計画策定調査報告書
- ・本プロジェクトの R/D (2018 年 11 月 9 日締結)
- ・モニタリングに係る説明資料

### 5. 業務用機材

本プロジェクトでは、第 2 章 5. (1 2) のとおり、供与機材の調達を想定しているが、材料試験に係る機材以外に、業務の実施に必要な資機材が想定される場合には、コンサルタントは、理由とともに、その調達に必要な費用を別見積として計上すること。資機材の購入方法等は、コンサルタントが調達・輸送する、内包化機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」

( <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/equipment.html>) に従うこと。また、資機材の仕様については、ガーナの事情に則し、プロジェクト終了後もガーナ側の責任で維持管理可能なものとする。

なお、本契約において供与機材を調達する場合は、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として、許可証及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICA に対して所定の様式により報告するものとする。また、本契約により調達した資機材を含め、コンサルタントがガーナに持ち込み、本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可を取得するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

### 6. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ガーナ事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体

制をプロポーザルに記載する。

#### 7. 現地再委託

本プロジェクトでは現地再委託による業務は想定していない。

#### 8. 見積もりの分離

以下2点は別見積とすること。

- ・第2 5. (12) に記載の道路及び橋梁の診断用資機材。
- ・第3 5. に記載の、診断用機材の他に必要と想定される資機材

#### 9. その他留意事項

##### (1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

##### (2) 不正腐敗防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

##### (3) 適用する約款

本業務に係る契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供に係る対価について消費税を不課税とすることを想定している。

以上